

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月5日（水）午後1時30分から午後2時16分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 41（名）

会 長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
3番	大塚 武司	4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨	10番	清家 儀三郎
11番	高木 伯志		
13番	谷本 宏明		
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稻田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘	6番	岡山 正喜
7番	梶原 茂夫	8番	木村 寛
9番	河野 順子		
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
		14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守	18番	船田 満志
19番	松本 武雄	20番	森崎 正
21番	薬師寺 悦子		

4. 欠席委員（6名）

農業委員 12番 武内 英二 14番 中尾 美千代

最適化推進委員	10番	河野 秀雄	13番	白井 照良
	22番	山田 悌示	23番	伊藤 健二

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

6番	鎌田 吉太郎	8番	酒井 栄治
----	--------	----	-------

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号	農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第4号	諸証明について
報告第5号	農地法第4・5条許可について
報告第6号	農地原形変更完了届出書について (令和8年6月16日～令和8年7月15日までの事務局処理事案)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号	宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	梅崎 裕文	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課課長長補佐	武田 啓史
----------	-------

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。
携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員22名、農地利用最適化推進委員19名であります。

定足数に達しておりますので、只今より令和8年8月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、武内委員、中尾委員、河野秀雄委員、白井委員、山田委員、伊藤委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に鎌田委員、酒井委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

（報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明）

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は7件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書4ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《和田委員》

24番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇さんより贈与を受けた宅地に隣接していた申請地を取得して自家消費露地野菜の栽培をする、ということです。問題ないと思います。

《氏原委員》

25番について説明いたします。譲渡人の◇◇◇◇さんは、お父さんが農業経営をしておりましたが亡くなり、◇◇◇◇さんは会社員なので農業をできなくなり耕作者を探しておりましたが、隣接地で耕作しておりました◇◇◇◇さんが、引き続き耕作をするということで、所有権移転でまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、問題ありません。

《西村委員》

26番についてご説明いたします。こちらは所有権移転の件でございます。◇◇◇◇さんが農地の作り手を探しておりましたところ、◇◇◇◇さんが作るということで、ただいま勤めておりますけども、定年後に農作物を作りたいということで、本人の土地も平地があるわけですが、ちょっと離れてるということで、歩いて行ける距離ということで、こちらの農地を所有権移転ということ形で決定いたしました。問題ないと思います。

《加賀山委員》

河野秀雄さん欠席のため、代わって私が説明いたします。27番、◇◇◇◇さん、高齢のため耕作してもらえる人を探していましたところ、経営拡大を望んでおられる◇◇◇◇さんが耕作するということで、賃貸借という形で話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農作業をされており、問題ありません。

《松浦委員》

28番について説明します。◇◇◇◇さん、この方、先日、松山の方に移住されて、その後、畑のほう耕作できないということで耕作者を探しておりましたら、◇◇◇◇さんが所有権移転ということで、農業を引き続いて行うということで、話がまとまりました。特に問題ないと思います。

《竹葉委員》

29番について説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは兄弟です。◇◇◇◇さんは大阪在住で耕作できないため、◇◇◇◇さんに譲渡するものです。農地は◇◇◇◇

◇さんの自宅前で作業効率もよく、何ら問題ありません。以上です。

《船田委員》

30番について説明します。これは、◇◇◇◇さんが自家消費のため宅地の隣の畑を◇◇◇◇さんから所有権移転して新規耕作する、ということです。何も問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、農林漁業施設が1件、資材置場が1件、駐車場が2件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。6ページから7ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《森崎委員》

番号8番について説明いたします。7月総会で農用地の用途区分変更の件で審議し、変更された農地の転用案件でございます。吉田町河内で耕作されてます◇◇◇◇さんが、現在使用している倉庫が手狭になったことで、新たに建設するために倉庫敷地を転用をしようとするものです。

この件につきましては、7月1日に会長、代行、事務局の皆様と現地調査を行っております。隣接する水路の整備につきまして指導いたしましたけれども、その他については周辺農用地の支障もなく、特に問題はないと見なしております。

《船田委員》

9番について説明します。これは◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが所有権移転して貸資材置場にする申請です。これも、7月31日に関係者にて現地調査を行い、既存施設の拡張から新たにやられて、また、適正に処理するという書類も出されて、確認しました。何ら問題ないと思います。

《大塚委員》

10番について報告いたします。本日白井委員が欠席のため、大塚が報告いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの土地を取得し貸駐車場を設置する、という案件でございます。周りに耕作地もございませんので、何ら問題ないと思っております。以上でございます。

《梶原委員》

失礼します、11番について説明します。保田にある介護施設光来園を建設している◇◇◇◇が、従業員の駐車場が不足しているため、◇◇◇◇さんの土地を借り受けて、駐車場敷地に一時転用するという申請です。この農地については、令和7年1月に、田から畑への原形変更届出書を受理しております。現在施工中ではありますが、これを一時中断し、駐車場敷地に一時転用することになります。転用終了後は◇◇◇◇が速やかに碎石等を除去し、農地を戻すこと、所有者の◇◇◇◇さんへの返還後は、原形変更届書の内容通り作付けを行うことを確認しております。

この案件については7月31日に会長はじめ、関係者にて現地調査を行っております。敷地からの排水や周辺農地への支障は、特に問題ないと判断します。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

《井上和久委員》

失礼いたします。もう一回、8号議案を、写真をちょっと出してもらえます。これ、コンクリート舗装されとるように見えるんですが、違反転用になつとるんであろうかと思うんですが。始末書等の案件はどうなつとるんでしょうか。

《山下係長》

はい、失礼します。見ての通り、ちょっとフライングをしております。申請書と併せて始末書のほうも添付しております。内容の方も確認して、その内容も問題ないというふうに確認しております。以上です。

《 会 長 》

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

他に意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書8ページから10ページをご覧ください。議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。宇和島市長より、農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。

今月は4件の申出でございますが、番号5と番号6は関連しておりますので議案としては1つにまとめさせていただいております。

申請者、除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。11から12ページに位置図を添付しております。除外後は農地法第5条の申請、もしくは非農地として処理することを予定しております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《加賀山委員》

番号3について説明します。農用地区除外申請の件でございます。現在、大阪在住の◇◇◇◇が帰省して居住する住宅を建設するため、住宅敷地への転用目的で農用地区除外の申し出があったものです。

なお、申請地は親の所有地となります。この件につきましては、7月31日に会長をはじめ、関係者の皆様と現地調査を行っており、転用することで、申請地奥の農地への進入が妨げられることのないように、進入路を確保することも確認しております。その他、周辺農地への支障もなく、特に問題ないと判断します。

《氏原委員》

失礼します。番号4について説明いたします。農用地区除外申請の件でございます。ここは、20年以上耕作しておらず山林化しており、今後も農地としての復旧の予定はないということから、山林への地目変更のための非農地証明願が提出されています。

この件につきましては、7月1日に会長、代行、事務局の皆様と現地調査を行っており、周りは山林で他の方が耕作している農地への影響もないということから、特に問題ないと判断いたします。

《西村委員》

失礼します。番号5、6について説明いたします。5と6は◇◇◇◇であり、農地も隣接しておりますことから、併せて説明いたします。農用地区除外申請の件でございますが、こちらも20年以上耕作しておらず、今後も農地として復旧の予定はないということから、地目変更のための非農地証明願が提出されています。

この件につきましては、5月22日に会長、代行、事務局の皆様と現地調査を行っております。裏の山と一体化した形で山林化しており、また、周りの農地も耕作しておらず、特に問題はないと判断いたします。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書13ページをご覧ください。

議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、でございます。相続税の納税猶予を受けるために該当農地について相続人が引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。該当地番および相続人、担当委員については議案書の確認をお願いします。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《井上委員》

はい、失礼いたします。1番についてご説明申し上げます。ここに書いてあります通りに、◇◇◇◇さんが亡くなられて◇◇◇◇さんが農地を相続され、相続税猶予を受けております。そして、7月14日に事務局長と一緒に現地を確認しました。アパートが建っとったり賃貸住宅があったり、住宅地の中でしたがきちんと耕作をされております。畑となっておりますが果樹が若干植っとたりするんですが、農地としての形はちゃんと保っておりましたので、問題ないと思います。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 多 数)

《 会 長 》

挙手多数でございます。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書14ページをご覧ください。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして15ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が26,874.00㎡、畑が21,724.30㎡、樹園地が4,037.00㎡、合計52,635.30㎡となっております。所有権の移転は、樹園地が7,646.00㎡となっております。

今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《和田委員》

45番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが借り受け、みかん学校の実習農地として耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは高齢のため、管理ができなくなったということです。

続きまして、46番について説明いたします。◇◇◇◇さんはみかん学校出身者で、農地中間管理事業の実施により利用権の設定ですので、問題ないと思います。

《井上惣一委員》

47番について説明します。◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんへの賃貸借権設定です。◇◇◇◇さん、えひめ南のみかん学校で勉強されており、真面目でやる気のある方でしたので、問題ないと思います。

《早稲田委員》

48番について説明します。◇◇◇◇さんは、現在、東京の方に住んでおられるんですが、お父さんが先日亡くなりまして土地を相続するようになったわけですが、ようやくいかんということで。耕作する方を探しておりましたら、その一部の土地を◇◇◇◇さんが、農道のすぐ近くで条件も良い所ですのでそこを作ろうか、ということになりました。◇◇◇◇さん、熱心に農業やっておられますので、何ら問題ないと思います。

《小清水委員》

49番について説明いたします。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇が耕作するという
ことでございます。5年間の賃貸借でございます、◇◇◇◇は近隣にも耕作してい
る所がありまして、何ら問題はないと思います。以上です。

《竹葉委員》

50番について説明します。本申請は、基盤法利用権設定からの継続申請です。利
用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが引き続き耕作するものです。◇
◇◇◇さんは高齢ですが、農作業において健康、体力的にも支障ないということで、
問題ないかと思えます。以上です。

《兵頭委員》

はい、51番について説明いたします。◇◇◇◇さんですが、春先に田んぼを植え
た後になって体調崩されて、後、誰か作ってもらう人もなかろうか、ということで困
っておられました。そしたら、ちょうど隣の家の◇◇◇◇さんが受けていただきまし
て、作っていただこうかと。そして、◇◇◇◇さんにつきましては、お子さんも一緒
に耕作されており熱心な方ですので、問題はないと考えております。

《堀田委員》

52番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが作ると
いうことで、これは従来賃貸借で既に作られておったんですけども、契約が満了した
ということで、再契約によって提案をしております。問題はないと思います。

《松浦委員》

53番について説明いたします。◇◇◇◇さん、この方は広島県に住まれとりまし
て耕作できません。◇◇◇◇さんの田んぼの近くということで、◇◇◇◇さんが耕作
してやる、ということと言われました。◇◇◇◇さんは、農業を熱心にやられておりま
すので、特に問題ないかと思えます。

54番、これも同じく◇◇◇◇さんの田んぼなんです、この◇◇◇◇さん、近く
の、田んぼの近くにあるということで、◇◇◇◇さんが耕作するということに決まり
ました。◇◇◇◇さんは女性の方ですが、旦那さんも一緒に農業されておりますので、
特に問題はないかと思えます。以上です。

《高木委員》

55番から57番まで説明します。貸出の方の3人は全部女性で、2人は90過ぎ
のお年寄りで堪わないということで、◇◇◇◇さんがまとめてあたるということでや
っておりますが、こちら辺の田んぼ、まだ基盤整備がされてなくて、何枚かは今持つ
てる大きな機械ではちょっと持って行ったり面倒くさいということで、わざわざちょ
っと小型のトラクターを買い込んでやられております。

他にもいろいろ当たられてるんで、機械も色々買い揃えようかなと仰ってますが、◇◇◇◇さん、ものすごく真面目な子で、一生懸命耕作に取りかかっておりますので、何も問題ないと思います。

《酒井委員》

はい、58番について説明させていただきます。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作をする、ということなのですが。◇◇◇◇さん、高齢ではありますが、これまでも◇◇◇◇さんの土地を過去作ってる、ずっと今まで作っております。また所有機械についても問題なく、意欲もありますので、問題ないかと思います。

《宮河委員》

59、60、61、62番について説明いたします。59番の◇◇◇◇さん、60番◇◇◇◇さん、61番◇◇◇◇さん、62番◇◇◇◇さんの農地を利用権を設定し、◇◇◇◇さんが耕作するというで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられますので、問題ありません。

63番、64番について説明いたします。63番◇◇◇◇さん、64番◇◇◇◇さんの農地を利用権を設定し、◇◇◇◇が耕作するというで話がまとまりました。◇◇◇◇は、地域の農地を守るため熱心に農業に取り組んでおられますので、問題ありません。

《渡邊委員》

65番、66番、67番について説明いたします。◇◇◇◇が、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの農地を、賃貸借権設定一括方式により耕作する内容です。◇◇◇◇は野菜の苗を中心とした経営を行っており、何ら問題ありません。

《小清水委員》

8番について説明いたします。◇◇◇◇さん、予てより経営規模を縮小しております、これまでも農地の賃貸者、売買等を行っていましたが、今回、中間管理機構を介しまして◇◇◇◇さんが購入するというはこびになりました。◇◇◇◇さん非常に熱心にやられておりまして、今回ですね、1,028㎡を30万円で購入ということで、何ら問題はないかと思います。以上です。

《大塚委員》

9番について説明いたします。◇◇◇◇さん、ご高齢のため次の担い手を探していたところ、◇◇◇◇君、大浦で一番熱心な後継者でございますが、彼が引き受けてくれまして、機構通しましての売買の成立ということでございます。何ら問題ございません。以上です。

《末光委員》

10番について説明いたします。◇◇◇◇さんの樹園地をえひめ農業振興機構を通

して、◇◇◇◇さんが耕作するということです。◇◇◇◇さんに関しては、柿原に居を構えておりますが、上光満の方にお父さんの園地がありますので、そこらを一緒に栽培、果樹を栽培するということです。◇◇◇◇さんは、熱心に農業に取り組んでおりますし、やる気もありますし、何ら問題はないと思っています。以上です。

《氏原委員》

1 1 番について説明いたします。◇◇◇◇さん東温市に住まれており、なかなか農業ができないため、この度、中間管理機構を介して隣接地の◇◇◇◇君が所有権移転で耕作するようになりました。◇◇◇◇君は熱心に農業をされており、問題ありません。

1 2 番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇さんに使用貸借として農地を貸しておりましたが、この度、中間管理機構を通しまして◇◇◇◇君が所有権移転で農地を取得することになりました。◇◇◇◇君は熱心に農業されており、問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、和田委員、森崎委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案の通り承認することと決定いたします。和田委員、森崎委員の入室を認めます。

以上で令和8年8月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
